

議会議案第1号

中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議

去る11月23日、中国政府は、東シナ海上空に防空識別圏を設定した旨、一方的な発表を行った。この防空識別圏内において我が国固有の領土である尖閣諸島の領空をあたかも「中国の領空」であるかのごとく扱っていることは、我が国の領土主権への重大な侵害行為と断じざるを得ず、到底容認できない。

同時に中国政府は、この防空識別圏の大半が公海上に設定されているにもかかわらず、国際社会の一般的な慣行に反し、あたかも自国の領空と同様の強制力を他国の航空機に及ぼす旨表明した。かかる一方的な措置は、国際社会の普遍的なルールである公海上空における飛行の自由を不当に制約するものであり、東シナ海における緊張を一層高め、ひいてはアジア太平洋地域の平和と安定を脅かしかねない危険な行為である。

今回の中国政府の発表に対しては、我が国はもとより、諸外国から懸念や抗議の声が上がっている。中国政府はこのような世界の声に謙虚に耳を傾け、国際社会の一員として責任ある理性的な行動をとるべきである。

政府は、国際社会、国際機関と緊密に連携し、中国に対して、あくまで冷静かつ毅然たる姿勢で対応することで、我が国周辺の平和と安定を維持し、もって国家主権と国民の安全を確保するよう、必要な措置をとることが重要である。

本県議会は、中国政府による一方的な現状変更の試みは断固容認せず、我が国の主権を侵害する無謀かつ危険な措置に対して、厳重に抗議し、公海上の飛行の自由を制限する一切の措置の即時撤回を求める。

以上、決議する。

平成25年12月18日

石川県議会

議会議案第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書

政府は、2013年度の地方財政計画において、国家公務員給与減額支給措置について、地方にも同様の措置を要請するとし、地方交付税の減額を押し進めた。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものである。

地方交付税は、地方の固有財源であり、国の政策方針のもとに一方向的に決すべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要がある。

さらに、「地方・地域の元気なくして国の元気はない」という考え方のもと、自らの発想で特色を持った地方・地域づくりができるよう、地方交付税額を確保する必要がある。

よって、国におかれては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方交付税総額を確保すること。
- 3 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の前年度予算とは別枠として確保すること。
- 4 地方公務員給与削減にかかわって発生した地方交付税の削減については、来年度以降、行わないこと。
- 5 地域の防災・減災に係る必要な財源は、通常の前年度予算とは別枠で確保し、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振りかえは行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
経済産業大臣		
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)		
内閣官房長官		

石川県議会

積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書

積雪寒冷地域は、豊かな土地、水源地、良好な自然環境等に恵まれており、食料やエネルギーの供給地として、我が国を支える重要な役割を担っている。現在、世界的な規模で食糧問題、エネルギー問題に関する議論が巻き起こっているところであるが、今後、更にこうした問題が深刻化することが確実視される中であって、積雪寒冷地域の重要性は、ますます高まっている。

しかしながら、近年、過疎化、高齢化の更なる進行により地域の克雪力の低下が顕著となっているほか、地域の除雪体制を担っていた地元建設業者の経営体力低下に伴う大幅な減少、持続可能な除雪体制の確保が困難となるなど、現状のレベルの克雪力すら維持することが容易ではない状況になりつつある。

先般改定された国の豪雪地帯対策基本計画により、雪処理の担い手確保に向けた除排雪の体制の整備、空き家に係る除排雪等の管理の確保や雪冷熱エネルギー等の活用促進等が求められている。

よって、国におかれては、下記の項目について強く推進することを強く要望する。

記

- 1 地方自治体が安心して、万全の道路除雪ができるよう、道路除雪費、除雪機械購入費等に係る国庫支出総額の確保を図ること。
- 2 新たに創設された道路除雪補助や豪雪時における臨時特例措置等を確実に実施するとともに、積雪寒冷地域の道路除雪に関する財政需要に配慮した特別交付税を配分すること。
- 3 雪処理の担い手の確保・育成のために、建設業団体やNPO団体との連携協力体制の整備促進に向けた支援とともに、空き家の除排雪等が適切に行われるようにするための総合的な法制度の整備や財政支援を図ること。
- 4 雪冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備促進に向けた財政支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
経済産業大臣	
国土交通大臣	
内閣官房長官	

議会議案第4号

介護従事者確保のための給与処遇改善を求める意見書

少子高齢化が進展し、介護を必要とする高齢者が増加する中、介護現場では介護従事者の不足が深刻な状況にある。また、介護従事者の賃金は、全労働者平均と比較しても低い実態があり、結婚や子育てといった将来の展望が持てない等の理由から依然として介護現場からの離職者が多い状態が続いている。このため、介護事業者は介護職員の確保に苦慮している状況にあり、介護職員の人材を確保するためには、早急にその対策を講じる必要がある。

一方、介護職員の処遇改善の取組については、平成21年10月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度が、平成24年度介護報酬改正により介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることとなった。しかしながら、この加算制度は平成27年3月31日までの経過的な措置とされ、その後の取扱いについては、不透明な状況にある。

今後も安心・安全な介護を実現するためには、介護従事者の賃金改善などの処遇改善が不可欠である。

よって、国におかれては、介護従事者の安定的な確保が図られるよう下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

介護従事者の給与水準の向上を含めた処遇改善が確実かつ継続的に講じられるための施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

米政策等の見直しに関する意見書

農業・農村は、国民に食料を安定的に供給しつつ、美しく豊かな自然や国土を守り、日本の伝統文化を育んできた我が国発展の礎である。一方、農業者の高齢化、農業所得の減少、耕作放棄地の増大、過疎化が進展する中で、農業・農村の再生は喫緊の課題となっている。

とりわけ、水田農業は我が国農業の基幹となっており、米の生産調整は50年近く継続してきた農政の根幹をなす制度であるが、政府は、早ければ5年後を目途に生産目標数量の配分を廃止し、それに先立ち、来年度から米の直接支払交付金など米施策を見直す方針を決定した。

よって、国におかれては、見直しに当たり、農業・農村現場の実情を踏まえ、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組み、所得の向上につなげるとともに、地域が農業・農村の有する多面的機能の維持・向上を図ることができる制度となるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
農林水産大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第6号

介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書

現在、国においては、第6期介護保険事業計画を視野に、これまで個別給付として実施してきた介護予防給付について、市町村が実施している地域支援事業に段階的に移行させ、新しい地域支援事業として包括的に実施する方向で検討が進められている。

介護予防給付やこれまでの地域支援事業については、介護予防を進めるため市町村の現場で要支援者などに対する取組が進められ、介護サービス受給者のうち2割程度は要支援者であり、また、介護予防給付も4千億円を超える額となっており、介護予防に大きな役割を果たすようになってきている。

また、介護予防給付を担う事業所も地域の中で育ってきており、大きな力となっている。

こうした状況の中で、急激な制度変更をすることは、現場の事業者や市町村に大きな混乱を生ずることになる。

よって、国におかれては、下記の項目について、十分配慮の上、特段の取組を図るよう強く要望する。

記

- 1 新たな地域支援事業の導入に当たっては、市町村の介護予防事業の機能強化の観点から、市町村の現場で適切に事業を実施できるよう手引書の作成、先進的な事例の周知、説明会や研修会を通じた丁寧な説明の実施を行うこと。
 - 2 特に、介護給付と合わせて事業実施を行っている事業者などに対して、円滑な事業移行ができるよう適切な取組を行うこと。
 - 3 これまでの地域支援事業については事業費の上限が設定されていたが、新たな地域支援事業への移行に伴い、上限設定について適切に見直すこと。また、事業の詳細については市町村の裁量で自由に組みめるよう配慮すること。
 - 4 新たな地域支援事業の実施に当たっては、住民主体の地域づくりなどの基盤整備が重要であり、こうした市町村における環境整備に合わせて適切な移行期間を設けるとともに、地域のマネジメント力の強化のため必要な人材の確保等については、消費税財源を有効に活用すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		

石川県議会